

建築基準法が改正され木材が使い易くなります！

8/17日の南日本新聞に「増える放置空き家」という記事がありました。相続等で引き継いだが、近くにいて管理されていない住宅等、全国で問題になっています。平成25年の空き家は全国で820万戸(空き家率13.5%)と発表されました。但し賃貸又は売却用や別荘等を除いた318万戸が、問題となる未利用住宅です。その内103万戸は腐朽破損が無く、利用可能な住宅です。鹿児島県の空き家率は全国で6位の14.8%です。

政府は6月、空き家の活用を初め、安全性の確保や木造建築の推進の為、建築基準法の一部を改正しました。(施行H31.6)

改正された概要は ①**安全性の確保** 糸魚川市大火災やアスカル倉庫火災等、大火災による甚大な被害を防ぐ為に、維持保全計画の促進と建て替え等による市街地の安全性の確保を図る一方、**延焼防止性能の高い建物は建蔽率を10%緩和する。** ②**既存建築ストックの活用** 戸建住宅(200㎡未満、3階以下)を福祉施設とする場合は、在館者が迅速に非難できる措置を講じることで、耐火建築物とする必要は無い。また用途変更による建築確認は200㎡以下では必要なし。 ③**木造建築の推進** 耐火構造とすべき木造建築物は、**高さ16m超・4階以上**となる。3階以下の木造は**木材の現し等**がやり易くなる。また、その他に、老人ホーム等の共有廊下や階段は容積率の床面積から除外される等があります。(詳しくは国土交通省のホームページ等でご確認下さい。)

また、内容等については勉強会を行う等して、業界として木材利用拡大の方策を提案できるようにしたいですね。

【情報】

「住まいの耐震博覧会」が開催されます

「地震に強い住まい」「省エネ・快適な住まい」と「木の可能性を知る」展示会です。鹿児島県からも出展しています。県木連でバスツアーも計画しています。

日時 9月15(土)～16(日)

AM10:00～17(16):00

場所 マリンメッセ福岡 入場無料

花尾神社800年祭が開催されます！

9月24日、源頼朝・丹後の局・僧栄金を祭っている花尾神社の大祭が800年を迎えます。例年「蟻の花尾詣」として町おこしを行っていますが、今年は800年を記念して扁額(檜・70×110cm)を奉納します。

【定休日】

9月は1, 2, 8, 9, 16, 17, 23, 30日となります

10月は7, 8, 13, 14, 20, 21, 27, 28日となります
宜しくお願ひします。



奉納される檜の扁額(鹿・相信の振興基金を活用)